

★令和5年度税制改正と生前贈与課税への影響（その2）

前号で相続時精算課税制度の見直し、暦年課税贈与の相続税の生前贈与加算期間の延長について概要をご案内しました。

今回は、事例を交えてこれからの生前贈与のあり方についてまとめてみました。（長掛栄一）

◎事例

私は今83歳で、相続人は長男、長女の二人です。
令和6年以降、子供に対して暦年課税、相続時精算課税のどちらの贈与税で生前贈与をすれば良いかしら？



Aさん

それでは、令和5年から9年の5年間、毎年お子さん一人あたり200万円の贈与を行い、令和10年にAさんがお亡くなりになったと仮定します。長男は令和5年分から相続時精算課税を選択、長女は暦年課税の贈与を続けた場合のAさんの相続税への影響を検討してみましょう。



X税理士

★上記前提でAさんが令和10年に相続開始した場合における 子供への贈与の相続税への影響額

受贈者 (適用贈与税制)	令和5年分	令和6年分	令和7年分	令和8年分	令和9年分	合計
長男への贈与 (相続時精算課税を選択)	200万円	90万円 200万円 -110万円	90万円 200万円 -110万円	90万円 200万円 -110万円	90万円 200万円 -110万円	560万円
長女への贈与 (暦年課税のまま)	0万円	100万円 200万円 -100万円	200万円	200万円	200万円	700万円

同じ贈与額でも、税制をどのように選択するかで、相続税への影響が異なることがよく分かりました。
私のような高齢者の場合、子供たちに相続時精算課税制度を選んでもらった上で来年から贈与すること
も考えた方が良さそうですね。



今後の生前贈与対策は、お客様の年齢、健康状態によって対応を検討する必要がありますね。



◎まとめ

いかがでしょうか？相続や遺贈で財産を取得するお子様への贈与について、相続開始直前の贈与については、贈与を受けるお子様が贈与税について暦年課税のままなのか、相続時精算課税制度を選択するかで贈与者の相続税申告への影響度合いが変わってきます。相続時精算課税を選択すると暦年課税にもどることができないなど注意点を理解した上で、専門家と生前贈与対策について一度ご相談してみたいかがでしょうか？